

第二回國會衆議院農林委員會會議錄第二十八号

comparisons in the 1970s. It was not until the 1980s that the use of the term "cognitive" became widespread in the field of psychology.

100

[illegible]

100

100

資料に基づき、科学的な供出割当をいた

したい考でありますが、この場合に
おいても都道府県知事並びに食糧調整
委員各位の意見を十分聴取いたしまし
て、公正妥当な計画をきめたいと考
えておるのであります。しかしながら全
國的な食糧計画は、事國民の食糧に関
することであり、きわめて重大な意義
をもつておることは申すまでもござい
ません。事柄の性質——事柄の性質と
申しますのは、それらの重要性並びに
これを決定するにつきまして、各地方
地方の利害関係ということもあります
ので、やはりこれを最後の決定する
のは、農林大臣の責任において決定
をすることが、實際上必要ではないか
と考えておるのであります。

その次に農家の保有食糧を確保する
ことを法文に明示する必要があると思
うがいかなという御質問であります。
これは第八條に關連することでありま
して、災害その他にやむを得ない事
由に因つてその指示に係る農業計画に
よつて定められた供出数量を供出す
ることができなくなつたときは、農家
の方ではその補正を要求することがで
きるものであります。災害によつて保
有量を欠くという場合は、當然

農家の方ではその補正を要求し、かつ
その要求に対しては、市町村の食糧調
整委員会において、実情を調査の上決
定をするのでありますから、農民諸君
の保有米に対する権利は十分認められ
ておると考えておるのであります。こ
の精神については何ら変更はないの
であります。従ひましてこの法文に直
接そういうことはなつておりません
けれども、農家が再生産に必要とする
保有食糧を認められるのは当然のこと

と考えております。

それから中央食糧調整審議会の構成
につきまして、府縣ごとに府縣の食糧
調整委員——この法律では農業調整委
員となつておりますが、その中から二
名を互選して出すという御意見であ
ります。現在知事會議等をいたす場合
は、御説のように実行いたしてござい
ます。しかしこの法律の第三條に規定い
たしてあります中央農業調整審議会は
もつと専門的な申しますか、地方
代表というよりも全國的な見地に立つ
て全國計画を検討する委員会であると
考えております。農家代表といつしま
して北海道、そのほか八ブロックにわ
けてまして、代表に出ていただく、その他
学識経験者に参加していただくまじ
て、科学的な見地から、また日本の食
糧確保並びに農業政策の観点から、全
國的な農業計画の審議をしていただき
たい。こういう考えておりますので、
諮問委員会といつたしましては、その多
数をもつて構成することは適當でない
と考えております。府縣知事並びに府
縣の農業調整委員会の各位の意見を聴
くことは、別に知事の意見を聴くとい
う條項によつて、十分その意を盡した
いと考えておるのであります。

それから計画の変更ないしは災害等
によります場合の供出数量の補正につ
いて、府縣知事の方からその補正に対
する意見を農林大臣に申出をされた場
合に、農林大臣が独断をもつて決定を
しないで、中央農業調整審議会の議決
によつて決定するということにいたし
たらどうかというお話でございますが、
この事前の計画につきましては、
すでに中央の委員会において十分審議
を盡し、かつ知事の意見を聴いたもの

が府縣におろされるのであります。か
ら、そこに意見の相違が後になつて出
てくるであらうことは、しかく考える必
要はない。問題は災害等によつて收穫
が減つた、その減つた量を見かに見る
かという点でございますが、この点に
つきましては、實際問題として府縣側
から見られる損害額は、いつでも従
來の例に徴して非常に多いのでありま
して、今後多分そうであらうと思
ひます。もつともこの法律によ
りまして、あらかじめそういう災害等
がありましての場合には、その都度農家
は市町村の方に届出をしておくと、その
收穫期になりまして市町村でも検見
その他の方法によつて災害を見積りま
す。また國の方でも作報事務所等を動
員して、これまた見積りをいたすわけ
であります。また府縣の方でも、市
町村の報告を基礎にいたし、府縣自身
の調査によつて災害の見積りをいたす
と思うのであります。従つてそこで府
縣の見積りと國の見積りと二つ資料が
あることは、これはやむを得ぬと思
うのでございますが、その場合に事は
のずから客観的な事実を決定するとい
うことでありまして、要するに調査が
正確であれば二つは統一すべきもので
あります。これを何らか第三者の人が
理屈を判断するがごとく、あるいは裁
判するがごとくきめるということとは、
そういう問題に対する処置として適當
でないものであります。やはりこれは
あくまでも事実を究明し、事実上に立
脚して災害数量等を決定すべく、また
その決定に基づいて供出数量の補正を
いたすべきものと考えております。

それから第八條の第四項にございま
す、供出数量の補正に対する請求は、

食糧管理法第三條第一項の規定によ
り、賣渡命令の効力を停止しないとい
う規定に關しての御意見でございまし
たが、これは本來から申しますと、法
律上は當然のことでありまして、ただ事
が供出に關することでありまして、
供出に關する一種の悪い場合を想像い
たしますれば、一斉に多くの人が供出
の補正を請求する、そしてそれが片づ
くまでは一切供出をしないというよう
な態度に出るような事態が生ずるよう
なことでは大変困るわけでありまして。
そこで一應減額の請求は減額の請求と
して処理をする。供出は供出としてや
つていただく義務があるということ
明確にいたしたのであります。その事
柄は、供出数量の補正をそのまゝにし
ておくということでは決してございま
せん。補正は必ずいたされるわけであ
ります。また補正をされれば、
補正された数量が供出数量になるので
あります。實際問題といたしましては、
供出数量の補正についても非常に大き
く上りました場合には、四十日という
制限期間内に処理することになつてお
ります。實際供出完納期間もそれ以上
ございまして、それが片づくまでに
強権発動をいたすというところは事実上
想像はできない。そういうことはな
いと思ひます。ただ供出数量の補正とい
う請求権を濫用し、いわゆる供米阻害
というような事柄に使われるようなこ
とは、あらかじめ誤解のないような方
法にいたしておきたいという意味であ
ります。事情をよく御承知くださ
いますれば、あえてこの第三項の規定は
他意がないのであります。

第十條の農作物の作付の制限に關す
る御意見並びに御質問がございました

が、伺つてみますと、これは文字をお
かえになつただけでありまして、法案
規定の内容には何ら違ひがないように
存じます。従つてこの法案の十條に書
いてありますのは、簡潔になつておる
というふうにお考えを願ひたいと思
うのであります。これで終ります。

○重富委員 ただいま御答弁の中に、
委員の方からお尋ねしました食糧の保
有に關する法律を定める必要はないか
ということに対して第八條の供出量
変更の請求関係があるから、その必要
はないというふうな御答弁がございま
した。私はその御答弁に對しましては
なほ遺憾に思ふのであります。なぜ
なれば、今最後にお話しになりました
第八條の第四項の規定がございまして
で、根こそぎ供出ということがそこに
あり得るのであります。そういうしま
すと、その翌日からの食糧をどうする
かというこに對して何ら保障がどこ
にも設けてないのであります。そうい
うような状態であるからこそ、本年あ
たりもずいぶんもめたのであります。
實際自分の食糧だけは確保せよとい
う保障は、ぜひ供出上必要があるの
ではないかと考えておりますが、当局は
やはり必要がないと言われます。また
変更することができると言われま
すけれども、今までかつてほとんど変
更されたことはないものであります。す
べて出せ／＼でやつております。また
なるほど強権発動という面にはいきま
せんけれども、いろ／＼な意味での圧
迫を加えて、あるいは部落の方で使
ひ、あるいは町村当局を圧迫して、い
や應なしに出させておる。なるほど強
権発動まではいつていないけれども、そ
ういふするぞ／＼という掛け声をも、

つてやつてきたというふうな事実がありますので、これはやはり委員の方から言われまして、その点が必要ではないかと思ひますが、再度お尋ねいたします。

○山添政府委員 重富委員のお尋ねは、従来の事実と立脚しての御意見でございますが、従来の事実と立脚する以上、御質問の趣旨は当然と思ひます。しかし従来の通りにやるものであれば、新しい法制をつくる必要はないのであります。この法律はそういうふうな点をここに合理的に改正して、いこうとするのが、考え方になつておるわけでありまして、そこで第一に、供出数量を事前にきめる。その事前にきめるのは、平年作に基いて生産数量をきめる。それから保有量を差引いたものを供出数量にする。そのことは言わずして明らかであります。問題は、災害が生じた場合に、その保有量を削るといふような場合に補正をいたす、こういうのであります。この保有量を削つた後、いかに補正をいたすか、これは趣旨においてわれ／＼重富委員のお考えと全然違つたことではないのであります。ところが一方そういうふうな請求権を認めながら、賣渡命令の効力を停止しない、供出は供出でやつても、そこに矛盾があるじやないかというお考えであります。今申しましたように、供出数量の補正は、農家の請求がございましてから、これは農林大臣にもつてくる場合においても四十日以内に処理をする。同時にいつまでに供出を完納してもらいたいというところは、農業計画に基く指示ということであるわけでありまして、これが大体早くとも一月の末、二月の末と

いう期間であります。その間收穫から完納まではおよそ百日近く時日があつて、それまでは必ず補正の問題も処置がつくわけでありまして、事実問題としていたしましては、私はその点において不安を感じる必要がない、こういう見解をとつておるものであります。またそういうふうなやり方という考えであるわけでありまして。

○重富委員 ただいまのお話で一應わかつたのでありますけれども、今の変更をするという、眞にやむを得ない事由によつてというところの点であります。この関係につきましても、地方で係官吏の説明するところによりまして、たとえば肥料とか、あるいは何かの調子で草取を少しやりしつゝたといふふうな点、あるいは病虫害等については、全然認めないという説明をいつしつゝたしてあります。ただいま申しました災害のときだけ変更するものであつて、それ以外は変更しないといふふうに、地方においてははつきりといふ役人が説明いたしておりました。私もその席に出て黙つて聞いておりましたが、そういうふうな形になつておるもので、そういうふうな事と、この変更といふこともなか／＼容易なことではない。あるいは大風、大雨といふたことがあつたときだけに限つていふ。今のようないふ病虫害とか、肥料不足とか、人手間が病氣等のために欠けたといふことからは減産といふことにつきましても、何ら考慮してない。また考慮しない。それは農業者みずから責任であるといふような説明をいたしておられます。そういういふこと、そういうものに対しては無論変更がないと見なければならぬ。変更がな

いといふことになれば、当然にその人の保有量はなくなつてしまひます。そういうふうなことが相当地方官憲の自由に一任されているといふふうな形でありまして、今あなたのお言ひになりましたような意味のことでも、實際は画餅に帰するといふことが言えることが一つ。それから第四項の関係は供出完了以前には起らないといふふうな話もありまして、しかしながらそれはただこちらで想像をなさるだけのことであつて、實際問題としてはやはりそういうことが起り得る。そういうしつゝ、翌日から食糧をどうするかという問題が必ず起ると思ひますので、やはりこれは想像をいたすより、はつきりした規定を設けるべきではないかと考へるものであります。その点の御見解を伺いたいと思ひます。

○山添政府委員 本来事前割当の根本趣旨をいたしますところは、政府は肥料その他において責任を負うとともに、農家の方でもまた生産並びに供出に對する責任を負つてもらう、こういうことから出ておるわけでありまして、そこでやむを得ない事由によらずして、自分が全然草取もしないといふふうなことで減つた。これは農家が責任を負われるわけでありまして、そのことによつての供出数量の補正という意味ではないのであります。しかしながら、こういうことは言えます。その場合といへども、なるほど四合平均の保有はもてない。しかし人として生きるに必要な二合五勺、今ならこれは保障されておるわけではあります。それは農家が必要とするところの四合をもつためには、やはり自分で通常の肥培管理等は努める必要があるわけでありまして、この春の

食糧割当會議におきましても、眞にやむを得ない事情によつて保有食糧を著しく食い込むという場合には、當然補正をするといふことについては決議があり、また政府もそれを確認いたしておるものであります。その場合に、こういう説明があつたのをひとつ御紹介申し上げておきたいと思ひます。病虫害等については、稻熱などが少し出たといふことは、事実災害の補正の理由にならない。これはそういう稻熱が年々出るといふようなことは、それだけのものがすでに過去の実績に現れておる。反當收量の計算というときに、そういうものは當然あるものとして計算されておるわけではあります。従つてそういう通常あり得るような程度の減収であれば、これは事前割当の中に當然ある減収として含まれておる。従つてそういうものが一々問題になるといふことではないといふことを説明をいたしたのであります。これはその通りでありまして、従来平年作を基準にする、それはおおむね従来の実績を基礎にいたしておるのであります。ある程度の稻熱が、毎年起きる地方に例年の通りの稻熱ができたといふのは、すでに織込み済みである、こういう意味であります。

○北委員 私は大臣がいらないのではなはだ遺憾ですが、農政局長に御質問する次第であります。一体農林省は昨年度の米におきまして、農林省の還元しておる米が相当あるはずであります。これらことは正しいと思ふかどうか、まずこの点をお伺いしたいと思ふ次第であります。

○山添政府委員 還元米の制度ははなはだおもしろくないと思つておるのです。この法律の趣旨は、そういう事態が生ずることを避けようとする趣旨に出ているのであります。

○北委員 正しくないといふことはこれはごもつともと思ひますが、しかしばなせ保有米を優先的に認めるという條文を入れないのか、この理由をはつきりと承りたい次第であります。

○山添政府委員 私はそれが入れられないと言つておるのではないのであります。まして、そういう趣旨に基いておることを申し上げておるのです。

○北委員 入れられないといふのでなかつたら、なぜここに明文化できないのですか。この法案の中に保有米は優先的に認めるといふことを明文化して、よいのじやないですか。

○山添政府委員 ただいまの問題はひつきよう御意見におたると思ひます。私どもの立案の趣旨から申せば、当然保有米の確保といふことは、法文と言ひますが、法律全体の趣旨の中にはいつておるという考えでおるわけでありまして、そこで一面これは「こまかしてはいかぬ」「そんなことを言うなら第四項をとつてもよい。」と呼ぶ者あり。

○佐竹委員長代理 お靜かに願ひます。

○山添政府委員 これはごまかすものでも何でもないので、私どもは本来もそも当初に事前割当をいたします場合に、自家保有量を差引いたものをもつて事前割当の数字をきめる、そしてそれが災害その他やむを得ない事由によつて、それを著しく割るといふような場合には補正するといふ、この第八條の規定を設けておるのであります。そこで農家の方でも、なるほど農家

の方も供出責任を負うわけでありまして、当然通常の生産高以上を上げるところの努力をせよと云ふわけにはならない。しかるにやむを得ない事由によつてそれだけの生産を上げるのができなかつたならば、供出数量の補正をする、こういう規定があるのでありますから、そういうことは当然農家の自家保有量を尊重するという趣旨に出ておることは申すまでもないという觀念に立脚しておるのであります。

○北委員 しかば昨年——これは今まででもそうですが、食糧管理法の第三條によつて農家の保有米というものが完全に認められておるにもかかわらず、その還元米をしながらはならぬことは非常な違法だと思ふが、農政局長はどう感ずるか。

○佐竹委員長代理 北君に御注意申し上げますが、関連質問は一應これで打ち切つて下さい。まだたくさんありますから……。

○山添政府委員 そういう事態が起らないように、個々の農家についての異議の申立等を認めて、そうして還元配給というふうな事態を起さないで済むようにしたいというののが、この法案の制度なのであります。

○佐竹委員長代理 森山武彦君。

○森山委員 関連質問ですが、農政局長の話を聞いておりますと、過去において非常な弊害があつた。それでこの立法をしてこれを正していくというふうなお話であつたのであります。ところが実際問題としては、さつきから質問があるように、第八條によつて異議の申立はしたが、実際に四項によつて賣渡命令が実施されたならば皆無になつておる。何もないというよ

うな実情に立ち至つた場合には、非常に困つた事態が起るのではないかと。現実にこれは今まで行つてきた。農家は非常に困つて、保有米が全部なくなるまで、ほとんど暴力にひたし状態においてこれを買上げておる。それでありますから農家が安心してこれを供出して、また異議の申請をするのには、もし農政局長のような非常に御好意的な話ならば第四項を削除するか、さもなければこの停止命令は撤廃しないが、何日かそこに決定するまでの余裕の日にちをおくか、何とかそこをしなければ、このままではおそろしく私は非常な事態が起るのではないかと思ふのであります。いかがでありますか。

○山添政府委員 この第四項の規定は、御承知のように昨年國會の御審議をいただきました時分にはなかつたのであります。ところがさつきばらんに申しますと、供出というものはいろいろ問題が起るわけでありまして、かりに供米競争というふうなことで、農民諸君にあるところの補正の請求権、そのことを盾によつて一齊にみんながやる。そうして供出をしないというところに合法的なように見るところの口実をつくつて、何が團體的にやられるというふうな場合がもし萬一にでもありますれば、それは非常に困る。そこでそういうふうな事態を未然に防止しておく方がよろしいというので、この四項を新しく設けたのであります。何ら他意はないといふことをひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○森山委員 農林當局のお考えは非常に農村の実情にうとい、ようであります。実際に農村の末端にいさますれば、こういう規定をつくつてお

れば必ずひどいことが行われる。現にわれわれの方にもそういう例がありまして、供出ができません。保有米の全部をもつてもまだ足らぬというので、やむを得ず泣く泣く近所から借りてきて出した。ところがそれは食糧管理法違反だといふので、ぶた箱にぶちこまれたといふ事例もありません。でありますから、これを適用する際におきましては、末端の方で間違いが起つてはいけませんから、そういう危険がないようにいたしますためには、どうしてもこれを撤廃するか、あるいはさもなくば、ある期間をおいて徹底するまでの猶予をせよというふうなあたたかい規定をおかれた方がよいと思ふのであります。いかがでありますか。

○山添政府委員 これは今までも御承知のように、供出完納期限はおおよそ二月末とかいう程度にいたしておるのであります。事実それだけくらの余裕を見込んでおきまさんと、もみすり、あるいは俵につめるというふうないろいろの面がありましてできない。それまでに結局農家としては完納すればよいわけでありまして、收穫直後供出数量の全部を供出してしまふという必要はない。これは事実明らかなのであります。従つて異議の申立てに対する決定は、行政廳といたしましては四十日以内に片をつける処置をするという法律上の義務があるわけでありまして、その点から見ますと、当然この食糧管理法に基く賣渡しの最終期限は、この法律におきましては農業計画に関する指示事項といふことで定めるわけでありまして、その以前に補正は決定をいたすのであります。従つて事実問題としてその間仰せになるような事態が生ずる

わけがない。こういうふうに私は考へておるのであります。

○北委員 この法案に對しましては、いづれ質疑の順番がまわつてきたときに徹底的に議論をすることにいたしまして、ただいま農村で重大な問題が起つておられますので、農林當局にお伺ひしたいと思ふ次第であります。これに過般國會で決議された昨年度の農作物に対する物價改訂によるところの追加支拂ひの問題であります。昨年度の農作物は、御承知のようにパリテ計算法と言ひながら、他物資または勞賃との公平が保たれていない。今度の物價改訂によりまして、一つも公平が保たれていない。そこで昨年度の農作物に對して追加支拂ひをするといふのは、當然だと思ふが、過般國會におきましては全員が決議したのであります。が、一休農林省はこれをやる腹であるかどうか。その後どういふ処置をされたか。この点ひとつお伺ひしておきたいと思ふ次第であります。

○山添政府委員 この点については後農林大臣から御答弁を願ひたいと思ひます。

○佐竹委員長代理 通告順により、森山君の発言を許します。

○森山委員 簡單にお伺ひしたいと思ふのであります。その前に私は先般から質問の中に、いろいろの問題が起ります原因は、本法案が食糧確保という漠然たる名前をつけて、實際はただ供出の話である。こういうことでカモフラージュしているような感じがありませんか、むしろこれは主要食糧生産供出臨時措置法というよりなはずきりした線を引いておく必要があるのではないか、こう考へております。その

点におきましてはなほだ杜撰であります。昨年の法律が評判が悪かつたので、そこで急いでこの名前をつけたように思ふのであります。その点についてはいかがでありますか、お伺ひしたいと思ひます。

第二にこれは食糧長官にぜひお願いしたいのであります。局長にもぜひこの点について一言お伺ひしたいと思ふのであります。というのは、この法律を見ますと、供出を進んでおるうちに、そうして食糧確保をしよう。こういう趣旨のようでありまして、せつかく供出したところの生産品が、その後農林當局の操作において非常にむだでできておる。それでそのむだを、農民は一旦供出して買上げになつた以上は、何らこれに権限はないので黙つておられますけれども、これは操作において非常にむだしいことが起つてゐる。たとえば甘藷を供出するのにはほとんど機械動力にひたしようなことをして買上げて、その甘藷を加工して現在粉をこしらへてゐる。ところが粉に加工してしまふれば、御承知のごとくパーセントは非常に低くなるのであります。ところが主要食糧としてこれを用いる場合は、いわゆる芋粉として食糧に供すればずつとパーセントが高いのであります。おそろしく四十パーセントくらいに止まるのではないかと思ふのであります。しかも食糧としては芋粉の方が適當であります。しかるに農林省ではこの甘藷を粉にして食糧として配給している。これは一体どう考へてあるか、たとえば本年も私の宮崎縣におきまして、粉を主要食糧として十四万貫配給しております。これがもし芋粉であるなら

ば必ずひどいことが行われる。現にわれわれの方にもそういう例がありまして、供出ができません。保有米の全部をもつてもまだ足らぬというので、やむを得ず泣く泣く近所から借りてきて出した。ところがそれは食糧管理法違反だといふので、ぶた箱にぶちこまれたといふ事例もありません。でありますから、これを適用する際におきましては、末端の方で間違いが起つてはいけませんから、そういう危険がないようにいたしますためには、どうしてもこれを撤廃するか、あるいはさもなくば、ある期間をおいて徹底するまでの猶予をせよというふうなあたたかい規定をおかれた方がよいと思ふのであります。いかがでありますか。

りであります。そこで……

(発言する者多し)

○佐竹委員長代理 私語を禁じます。

○大島政府委員(続) この問題につき

ましては、耕作農民の立場から申し
まして、今の四合保有という、あの保
有量は食糧管理法によつて二廩認め
られておりますけれども、今までの供
出制度から申しますと、いつもでき
のよいものが、余計とられる。検見を
する、あるいは立毛の検査をするとい
うことで、精米がよけい供出しなけれ
ばならないということに、いつでも相
なつておりますので、この不合理を是
正して、精米はまず安心して余分なも
のが持てるように、また精米はその精
農の標準にまで、收穫の量を増してい
くようにという考え方が、われわれの
頭から一日も去つたことがないのであ
ります。従つて私もはそういう観点
から本案を提出いたしましたので御審議を
願つておるわけでありまして、これは
法案の説明のときにも申し上げました
ように、第七條の第四項に政府自体の
行動を政府は追加供出割当がでない
という絶対的な法文がこの中にあると
いうこともよく御含味くださいまし
て、今後は四合とか五合とかいうよう
な数量を問はず、割当てられた供出を
完了したものに、それが一升に該当
しようが二升に該当しようが、公々然
とこれをもつていけるという点が、非
常に大きな違いである。そういう点を
御了承願ひたいと思ひます。

○北委員 しかしこの法案が施行後
におきまして、供出完了農家は三倍に買
上げるといふことを聞くが、一体三倍
に買上げるというとはいかなる理由
で三倍に買上げるのか、この点をお聴

きいたしたい次第であります。

○山添政府委員 これは食糧管理法に

よりまして、農家は非常に供出にゆと
りがあるほど生産をした、これを他人
に賣ることはできません。自家保有米
にするなり、あるいは自分の家で飼料
に使うなりするわけでありまして、処分
するならばこれを政府に賣つてもらう
わけでありまして、政府といたしまして
はたくさんつていたいて、これを
政府に賣つてもらうならば三倍の値段
で買ひ、増産奨励の措置であります。

○北委員 私はそう考へておりませ

ん。現下の米價が適正なものでないと
思ふ次第であります。この点農林次
官はどう考へるか。それがゆゑに三倍
に買上げることができたと思うのであ
ります。この点どう考へてになりま
すか。

○大島政府委員 米價の問題につきま

しても、これまたたび／＼大臣あるいは
食糧長官等からも申し上げておるの
でございまして。現下日本の状態におき
ましては、ペリタイ計算を基礎として
これを決定する以外に方法はない。
従つてその観点から決定されてお
るといふことに御了承願ひたいと思
ひます。

○森山委員 関連して……先日も米

價のことでお話がありましたが、今の
三倍に買上げなければならぬといふ
ことは、そうたいして私は根拠
のあるものではないと思ふ。これは先
日から御質問がありますように、やは
り農林当局はひとつ新しい案に出しか
えて、供出を完了したものは自由賣買
といふことではできません。こゝで
いわゆる自由賣買と統制と半々みたい

な制度をこしらえて、たとえば日曜日

なら日曜日に、ソワイエトでは米を自

由販賣するといふような制度を設けて
おる。それをやるだけの御意思がある
かないか。

○山添政府委員 現在そういうことは

なか／＼実行困難であると思ひます。
○北委員 現在農林当局は、法がなく
ても今年の春から勝手にやつておるの
であります。結局この法律の最後の目
的は、罰則だけを適用する威嚇である
と思ふが、農林政務次官はどう考へ
るか。

○大島政府委員 卒直に申し上げます

と。今やつておることは食糧管理法に
基いてやつておるわけでありまして、
農民の利害に最も深い理解をもたれる
皆さんは、必ずまた本案をお通し
くださるという確信をわれ／＼もつて
おるからであります。

○北委員 ただいま農林政務次官のお

説によりまして、食糧管理法に基いて
やつておると言われましたが、食糧管
理法の第三條には農家の保有米とい
うことがちゃんと確信されております
が、この法案にどういふわけで優先確
保といふことを認められないのか、そ
の点をはつきり述べていただきたい。

○山添政府委員 食糧管理法第三條に

は生産者は命令をもつて定めたものを
賣渡すべしこれだけ書いてあります。
○北委員 これ以上追及しても答えら
れんと思ひますから、この点はこれ
でやめよう。

次にこの法案を見ますれば、大体に
おきまして、日本の農業は今非常に略
奪的な農業でありまして、輪作経営と
いふものは全然できなくなると思ひま
すが、農林当局はどう考へるか。

○山添政府委員 そういうことはござ

いませぬ。輪作経営等を適宜に織込ん
でいけるようにしたいというのが、こ
の法案の趣旨であります。また実行上
も主食の生産の割当といひましても、
過去の実績を勘案してやるのであり
ます。また先般の割当をいたしました
ものについては、いろいろそういう輪作
関係等を検討してみようというの、こ
まかいことではございますが、あれ
だけの主食をつくるための面積を考え
て、全体の土地の利用度ほどの程度に
なるかという点を詳細検討したので
あります。決して主食の配分の面積が
他をひどく圧迫するほど過大でない
という確信をもつておる、従つて輪作等
も可能でありまして、その辺はひとつ
うまく町村の食糧調整委員会等にお
いてやつていただきたいと思ひます。

○北委員 農林当局がなんぼそんなこ

とを希望いたしましたけれども、割当が非常
に過大なので、そういうことは私はで
きないと確信しているものでありま
す。しかもこの法案は作付反別の強制
の法案だと思ひます。万が一このよう
なことが実施されますならば、人力に
よつて成る日本農業、特に日本の農業
は欧米のそれと違ひまして、手でもの
をつくる。この本質を弁えつつ悪法を
設定せんとするのは、日本農業の根本
的な破壊を來すと思ひ、農林当局は
どう考へるか。

○山添政府委員 米を例にとつてみま

すと、戦争中一番多かつた場合には三
百二十万町歩、本年あたりは二百九
十二、三万町歩といふのが事前割当の
基礎になつておるのであります。また
表にいたしましたも、戦時中の統計で
りあつたけれども、二百六十万町歩と

いうのが多い年であります。昨年は

約百六十万町歩でございますが、これ
には五万町歩程度の開拓地を含めて
のもので、既耕地におきましては百五
十五万町歩程度でございます。もつと
も実績はそれよりも少うございまし
て、大体百五十万町歩くらいである
と思ひます。今後はその程度で行きた
いと考えております。いまは最近だん
だん面積が殖えてまいりました。おほ
ね殖えたその面積を基礎にしており
ます。これが全体の農業生産の中でし
て過重であつて、農業経営をいびつに
しておるといふようには、私も数字
を檢討いたしました考へていない。
○北委員 食糧供出といひ、また食糧
強権発動といひましても、他物資の労
賃に対して極端に低廉である、生産費
の一部にも達せざる、いわゆる掠奪價
格でもつて農民に強いておる。さらに
この法案によりまして、作付までも強
制するときは、日本官僚の農民を束
縛し、奴隷視するはなはだしき悪法で
あると思ひます。昭和二十二年十二
月のマッカーサー司令部の農民解
放と勤勞の成果を搾取すべからずとい
ふ趣旨を踐踏せんとする陰謀である
と思ひ、農林当局はどう考へるか。

○山添政府委員 現下の事情にお

いて、食糧供出について農家に責任を
つていたたかなければならぬことは議
論するまでもない。その責任を合理的
にやつていただきたい。そうしてそれ
が非合理的に過重になるようなことを
避けたいといふのがこの法案の趣旨で
あります。

ますれば、一つも合法的なところがないのである。全部非合法的であり、す。こういう法案が施行された結果におきましては、農民の生産意欲というものを根本からなくして、食糧の極端なる減退を来すものと私は思う。農林政務次官はいわゆる嚴罰主義でなければ農民は一体働かないと思つておるのか、この点をひとつ伺ひたい。

○大島政府委員 私は農業生産は嚴罰主義でできるものではないと考えておるのであります。従つて本案におきましても従前懲罰のあつたものを全部削除いたしまして、ただ法としてこれが適用を望む以上は、何らの処分規定のない法はないというようなきつゝある筋からの御意見がありまして、やむを得ず罰金刑というものを最後に入れておいたのであります。なおこの法案に對していろいろ御意見があるようであり、私は耕作農民であり、農民組合の指導者といつたしまして、耕作農民にたゞこの案件に對しては、昨年來いろいろ意見を徹しておりまして、結局一定の責任額をきめてくれ。そしてそれ以上いふやうなところという努力を、現下農民が懸命にやつておるといふ事実を私どもは認めておるのであります。決してあなたの言われるやうな、これが官僚の陰謀でもなければ、独裁的な、ファッショ的な行き方ではない。これこそがほんとうの民主的なものであり、一應の責任を果して、四合しか保有できないというのを、努力の結果によつてはいくらでも保有できるという自由な建前においておるといふことを御了承願ひたいのであります。なおまた輪作等の關係について先ほど農政局長からお答えがあ

つたやうであります。第五條を詳しく御解釈くださいまして、これに對しては当該生産者の意見を聴取して、当該市長村農業調整委員がきめるのであります。そのきめる範圍は六項目にわたつて、これだけの長いことをきめておるのであります。この範圍において、農民の意見を聴いてこの計画を立てるといふことであつて、決して上からのみ割當するといふようことではないのであります。この点に御了解が願へば、たいへん結構だと思つております。

○北委員 今の御趣旨から言いますれば、當然この法案も四合を確保し、保有食糧は優先的に確保されるやうな法文が、この法案の中にうたわれると私は信じておるものであります。また先ほど政務次官が嚴罰主義ではないかと言われましたが、それならこの食糧強権をやめる腹があるかどうか。私は先日群馬縣に行きましたが、群馬縣のいろいろ農村をまわつてみました。戦時中と同じやうな考え方である。いゝゆるこれはどうしてもこうしても、何としてというやうな頭からの考え方、農村に自由はひとつもないやうに思われたが、各農村をこのやうに指導していつていかどうか。この点をひとつ伺ひたい。

○大島政府委員 一つ、がたいへん重なる御質問ですが、私はただいまあなたから群馬縣の事情について御指摘になつたからお答えいたしますが、あなた群馬縣のどこをおまわりになつたか存じませんが、私は群馬縣の農民の利益を代表する日農の連合会長をしておりすが、われわれの知つておる範圍においては決してそういう声はな

いのであります。この点何かのお間違ひにやないかと思つてあります。

○北委員 先ほどからの御意見は御もつともありますが、嚴罰主義ではないかというなら、今の強権発動を今後やめられる意思があるかどうか、この点をひとつ伺ひたい。

○大島政府委員 去年法律の成立當時、いろいろ御議論がありました。うに、ただいまも議論が十分あると思ふ。ただあの適用は上から天降りにするのではないのであります。当該町村の食糧委員會の決定に基いて、極端な惡農を對象としてこれが縣に申請され、また國に申請されて、初めてここに強権発動という法律の適用があるわけでありまして、頭から國がただちにやるというのではないのであります。当該町村の食糧委員會の決定に基いて、これが果進されるということでありまして、決してこれが非民主的ないき方ではない、昨年の強権発動についても、実は何かいき違ひがあつたやうでありまして、これはちよつと申し上げかねると思つておりますが、いづれにいたしましても、極端な惡農の者どもこれを放つておいていいというこにはならないと思つております。この点は、何とぞ強権発動が善良な農民にはまつた關係のないものであるという事実の上から御判断願つて、御了承願ひたいと思ひます。

○北委員 また強権発動のことありますが、一体極端な農家に強権発動をいたすと言いますが、極端な農家というものは一村に大抵いくらかいるか、政務次官は御存知ですか。

○大島政府委員 極端な惡農家というものは、一村にいくらかいるのでは

ないのであります。日本に幾人といふ程度しかおりませんから、この点は事實の上に基いて御判断を願へば御満足が得られることと思つてあります。

○北委員 しかば日本に幾人しかないその農家を對象にいたしまして、日本全國にこの強権発動を振りまわして、そして貧農をいじめ、いわゆる徹底的にいじめる。昨年は徹底的にいじめられた。そのやうなことは一体正しいと思ふかどうか、この点を伺ひたい。

○山縣政府委員 この強権発動に關する法制は、終戦後の混亂事態に処して、立案せられたのであります。その後たび／＼國會においてもいろいろ議論がございます。現在そのまゝ緊急命令として残つてはおりますけれども、この事柄を振りまわして農民に供出を迫るというやうなことはないのではありません。従つてそういうやうな事柄が起るやうなことはおもしろくないので、結局供出制度そのものを合理化し、そしてこれを増産的に根本において問題を解決するやうな方向に進みたいという考えをもつておるのであります。いわゆる強権発動に關する法令を廢止するや否やといふことにつきましては、ただいま政務次官から述べられましたが、ある種の場合においてそういうものが必要だといふことも考えられますので、これは極端に制限された場合の問題として、そういうものがあるというやうに御了解をお願いしたいと思つてあります。

○佐竹委員長代理 守田道輔君。

○北委員 發言中じやないですか。

○佐竹委員長代理 大体今までの發言

の時間が、三十分以上超過した者はおらぬのです。別なことを質問するならばいいけれども、同じことを重複されるから……。

○北委員 何も重複していいではないか。

○佐竹委員長代理 守田君に發言を許します。

○守田委員 お尋ねいたします。この食糧確保臨時措置法というものの目的がどこにあるかといふことですが、それは結局農家が安心して食糧をつくり、供出ができ、自分の食糧を確保する、こういう基本に立つものだと思うのです。そういたしますと、問題の要點は、今までの食糧管理法による供出制度がはなだ遺憾な点が多かつた、一生懸命つくつた食糧はそれによつて供出をさせられるが、いかによまじめな農家があつた場合でも、その方は結局供出の對象にならぬことになつていたのであります。私はこの法案と前の管理法とを比較した場合、この方が少しはよいと考えている。ところが私がこれから質問しようと思ひます問題のところが、いふやうな点であります。現在事前割當がいかに悪いかといふ場合において、すべての農民は事前割當の方がよいと言つておる。これは大体において農民の一致した考え方であると思ふ。ただ事前割當の場合に問題があるものであつて、この事前割當を反對する方面もある。反對する声はどういうところにあるかといふと、私が知つてゐる範圍におきましては、今までの二割、三割の隠し高があるといふやうなことで、事前割當の前に基本調査をされたが、その基本調査を全村で拒否されているといふ所も私は

めしるのにはまだそれをそのまま使うわけにはまいらない。そこでそのため
に一千六百万円でありますけれども、
新たに予算ももらいました。今度は対
市町村の割当を公正ならしむるための
客観的な地力面積等の基礎資料を整備
する調査を早急にいたしたいと考えて
おります。また國でいたします割当の
基礎といたしましては、この作物報告
事務所の資料等を参酌いたしまして、
今まで隠れておるところの欠陥をな
るべく是正していきたい、かように考
えておるわけであります。

○守田委員 私に質問はこれで終りま
す。

○佐竹委員長代理 小川原委員の発言
を許します。

○小川原委員 大臣が見られませぬか
ら、根本問題ですから大臣が來られて
からにいたします。

〔佐竹委員長代理退席、委員長着
席〕

○井上委員長 お語りいたします。本
日この部屋は午後他の委員会が使うこ
とになつておりますし、かつ速記の関
係がありまして続開できません。従つ
て本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

昭和二十三年十月九日印刷

昭和二十三年十月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局